

四季
州
夏
三

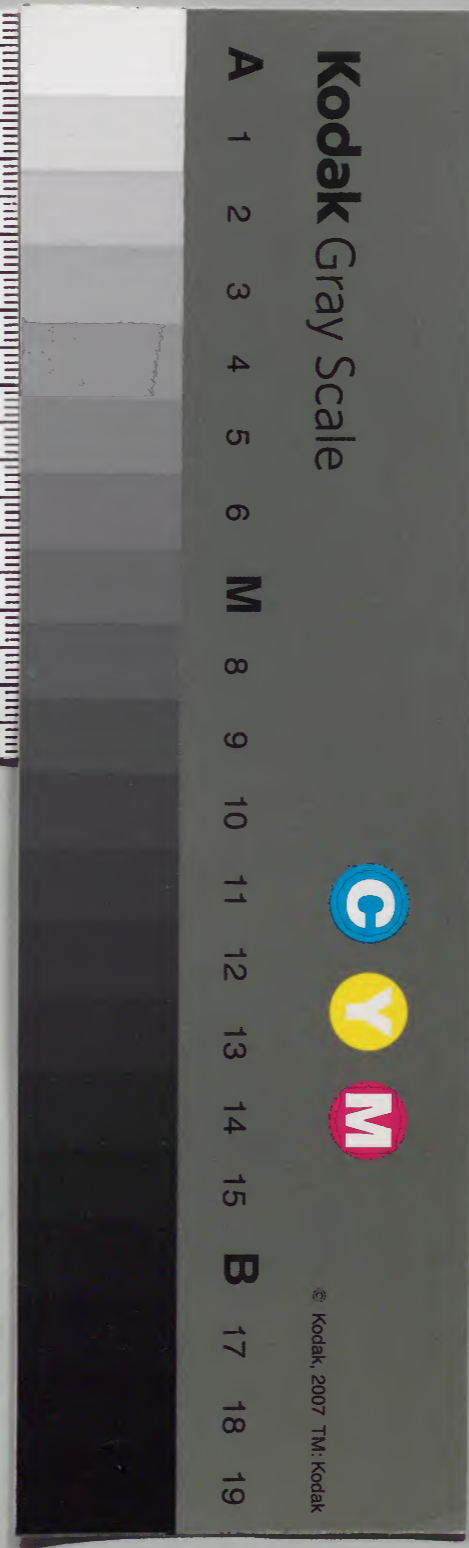


庫	文	閣	内
二	四		和
函	七八		書
四			
架	冊	號	類

庫文官政太			
			和
			四
七	〇	八	八
冊	架	函	號

内閣文庫	
番號	和 11418
冊數	7 (3冊)
函號	212 35

丙
一
三
七
六
五
號



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

四書山三之卷之三

大學
中庸
論語
孟子

六十一

文庫部

圖書

圖書

四季艸三之卷 夏草

目錄

三物の事

步射之部

大の 小の 百手の

三的

圓物

挾物 付小串

○四季艸夏の卷目錄

五二七六五

〇一

騎射之部

流鏑馬

遠笠懸

小笠懸

犬追物品々

三々九

三味狩

牛追物

笠懸品々

犬追物

八的

手夾

脇ねそ

通計二十四條

四季艸三之卷 夏草

四季艸三之卷 夏草

三物の事

大的草鹿圓物おまゝ歩立の三物といふ流鏑馬笠懸犬追物

を馬上の三物と云ふ

歩射之部

大的の事

的の多の的といふ後小的出来しとて小的に對して大的

的場の長を

三十三杖み打て三十貳杖の的串を

立ふゆりのより一杖うしろふ布革ヌノカハと幕のやうなり布

を鳥居のやうなる串を張るあり。おしりやう法あり。弓立
の方前後は數はらとて。砂を以て丸く編笠の形はぶとく
塚をたたくあり。是前後の射手立多射る所なり。數塚の法
きやう法式あり。
的ハ檜の木にす板を阿杉組多。徑五尺貳寸に丸く
し紙を多たり。白く塗て三重し繪を出はなり。繪とは
輪を書くあり。繪の出しやう法あり。

的串ハ檜の木を丸く削り。白木を鳥居形ハの如くふり
て。此串は白黒あざぎの布に三ぐりの細を。上と左右の串は
三方り結付多。的を掛るなり。的の面三所は。せきといふ物を
檜の木に削りて付多。其せきの緒を的のうらへ貫て。細は
結ひ付るなり。的串細せき等のおしりやう法あり。

射手人數ハ。三番をむら六人なり。五番をむら十人なり。兩人
は。出多前後相手とぬる。射手の棟梁を弓太郎といふ。弓太
郎の號を射藝に達人を撰て。將軍家より仰せ付らるなり
私に稱する事にあらば。おの弓太郎第一番の大前に出て射
るなり。弓太郎の外をぶ小射手といふなり。弓太郎といふ
號あまむとて。弓次郎といふ號をなり。又矢太郎とて云
事ハ曾て無き事あり。

射手の立所ハ。四角ヨウカクと云て賞翫の立所なり。たゞへど三番

なれば一の角は第一番は^{オホマエ}大前あり。二の角は第三番の前あり。三乃角は第一番の大^{ウシロ}うしろうを。四は角は第三番の後あり。第一番の前を大前といひ。同^{オホウシロ}うしろうを大後といひ。第三番の前を^{セキ}關の前といひ。同^{ウシロ}うしろうを^{セキ}關の後と云。始と終を賞翫とす。多あり。五番の時もあれは准^{ウシロ}ド知べし。此四角に立川人の何れも射藝の達人なり。

射手の装束は。風折えほし水干葛袴を著て。鞘巻のかしをさき。かきくもぐけ^{ウシロ}弦き。浅沓をさくあり。白木の弓に白弦をうけ。ふしうげ取する篋子。真羽をさげたる矢を持り。弓矢持をぐん敷皮を四川は折て持する。射場は參

法あり。

いど射場は參らざる前に。志き皮を折るる。ふて敷て。志きやうまき。將軍家射場殿へ出御あるを待奉りて居るを。阿鼻座とも。小阿鼻ともいふ。さて出御あるは。射手おのく射場は。やうりて。前後ふりうれ。志き皮をむき。げて著座は。式の座といふなり。阿鼻座と式の座と。その様躰何れも法あり。

さて射べき時。ふ至て前後の射手兩人立出。數塚のあはれ。みくか。し。ゆり水干紐を。かきめ。ゆりて。數塚を。ゆりて。數塚を前に。ゆりて。弓杖を。ゆりて。水干の袖を納免か。ゆりて。

弓をきりてほくしてさく射るなり射る弓はふりてさく
まやぐて又乙矢を射て弓だふりてさく弓杖つねあ
まぬおを入て數塚をぬきまぐり退き歸りて數皮に座に
まはさる水干此紐を納ふ以下此禮法をゆりてた
いたんこのぬきまぐりて體拜の字ゆりて又帶佩の字
をも用ひまぐり正字ゆりて

乙矢御免といふ事ゆりてまぐりて三番をまぐり第三度め此
乙矢を御免あまぐり射るなり是弓太郎御免ゆりて
關セキの後ウシみ射手をこまぐりて御免を申しゆり弓太郎そ
れ事を申しゆり法ゆりて但御免をゆりて中ナカまぐりて時

の事をゆりて
弓折を弓かへて弦まきれ引をぬきゆりて此外まぐりて
ゆりてまぐりて志をゆりぬ失ナシの字をゆり志をゆりて時の
たいたん何まぐり法ゆりて
射終る後祿を給ふるまぐり祿を銀劔ゆり或ハ御衣或ハ
御鎧或ハ御扇を給ふ事ゆりてゆりて先例あま
的の方よりゆりてゆりて數て日記付の役人日記ゆりて
まぐりて付るゆり日記書やゆりてまぐりて法を付やゆり法
あまぐりてゆりてゆりて役人あたり矢あねをさいをぬき
まぐりてまぐりてゆりてゆりて法ゆりて

夜の御的よりハ松明をさき次なり。夜をさきいふふらぐ。
さいふの役人。矢申とてあつくりさぶを申上るなり。
射手何をもういぞへの侍。矢取の中間をめつるなり。
ういぞへ弓矢をえどめ。射手具足を取て主人は渡り様
法あり。矢取は矢れりやう法あり。何を法有装束
を定法あり。

以上正月御所の御射場始の式法は大畧なり。常
も准之。

半的の事

半的ハ大的に半分あり。徑貳尺六寸なり。大的をちひさく

したるなり。せみの長さも總躰大的にかゝる事なり。
是を本式よりあらず替古ふどに射ふなり。

小的の事

小的ハ檜の木を丸くすけ物あり。徑壹尺貳寸なり。紙二
三重あり。白く塗て三層は繪を出はこと大的のおとし。
がその合せられ所を申にたれつち立ふあり。的
のうたは檜垣を書たり。おは大的のあや杉又くする
躰をすはしつる物を主的のうらに鬼とひふ字をか
事本式よりあらずなり。

つづちれ前にあづちつた。小はぼちり。的を立ふなり。

伴雄云素襖の
假字は事と書
ふオアふと書
たふと書
御と書
まぬと書
くわと書
云へ

射場の遠さを十五杖。但定らば弓立の方に數塚洞木あり。
射手比人數定むば度數も定むなり。

射手の装束ハ折るべし。小ぢあり常々替ふ事なり。

射樣異なる事なり。大的のごとし。

閻的の事

閻とは矢代なり。矢代をふりて上矢の射手。下矢も射手
相手となり。賭物カケモノを出して勝負をするゆゑ閻的といふ
を。矢代のふりやうかけ物の取らやう等法あり。

的を小的あり。壹尺貳寸に限らず壹尺にも八九寸にもす

ふなり。

射場ハ小的は同ド。

射手の人數十人なり。十一人以上ハ數塚をよばれり。

人數多き時ハ二弓立フタユシダチに盡三弓立をも射ふなり。幾弓

立チといふを人數を幾切もつけ多矢代比順にふかせ

て二度にも三度も射ふをいふなり。

さる羽をうしとゆふ事あり。あつる矢あまをさる羽

をさるあり。さる羽うはとを。矢代の一手志んご。根の

方を的にわけ多ゆり置たるを。と直しとさるゆま

ふをして置る。是はつりきる志んごなり。さか羽は

うちやう法あり。

射手の装束小的に同ト常ニかゝるものとれ

闇的ニ笠を持といふ事あり。賭物を取集る事をいふ事あり。

昔々笠を持てはありて賭物を笠よりけりといふ事あり。後より

笠りといふも其詞を殘さる。相手射りてくればあそぬ人

笠を持たり。取てある人ニ矢代ヤダイをぬるあり。兩人共ニ取て

取上矢の人矢代をふり。下矢の人かさを持つをさ。

闇的ニおちゆらうといふ事あり。おちといふを。射手人

數重テウの時を。兩人づつ相手となるゆゑおちといふ事あり。

射手人數半シある時を。只一人づつ相手なき射手あり

是をおちといふ。おちを矢一川あるが二川のありに射るを

矢代をふり。矢二川はくみ多ゆらに。一川あるは其

はく一川置たり。此矢をおちなきあり。ゆらといふを。

見物中より射手ぬらあり。年トシ老なき射る事も

心よりかせば見るとうらやほしとて。賭物と矢代を出し

て。ゆらうを所望する事あり。不射して賭物をおり出し

て。それ組合の射手賭物を取集る事をいふ事あり。の人も分け

て取集る事あり。射はく多取るゆゑゆらといふ。ゆらうを

相手ぬらゆゑ。是も矢代を合せ守りて。まづ一川ぬ

ら置くとあり。

百手的の事

百手的モ、テマトハ大的モなり。總て的小的以下弓場の様等。大的のぶ

百手モ。神事祈禱などの時射るを常の時も射は

射手比人數不定。但大躰十三人十五人十七人ぬどもなり。又それより多をも有。一人數多くなるとは二弓立なり。

二弓立三弓立にも射るなり。射手比次第を矢代をとりて定るなり。此矢代を始りぬるとは

すに果るまで置ぬり。ふと直に事をなす。

三川の毛矢代をとり賭物を出して勝負に射るなり。的の大小によりて賭物比取やう差別なり。

右はゆふをわらなすの三川の毛を。馬上の三川の毛やふさの事なり。

草鹿カシの事。夏野の草をあげて立くる鹿の躰をまきて

作るなるなり。すねを足の艸みかくる。見えざるゆゑ。足をば作らぬなり。是を射る事の狩をまかすべき

為なり。狩といふを鹿狩シカガリの事なり。草鹿の的を鹿の形を作ふ。足の長壹尺八寸。

廣^ハ八寸。ろびの長^ナ七寸五分。ほらの長^ナ三寸五分。板を以て作
す。白革にくぬひくくみま。中へ毛を入まふくらかし。星
を白くふす。金出ほまう。せどほりの星七つ。矢のての星
とてゆん中へ大星ほり。徑四寸あり。ほりの星八つ。四處
ハ大をほぐし前後におのし星四つをま。的のうらう四
處又革に乳を付。大的の如くぬる網二條を^{スデ}乳に貫きて
的串に四處に結ひ付ほまう。串ハ檜の木に丸く削^ハ大
的串に如くし。黒く塗まほり。鹿は首を前へ向ふ。弓
手を逢ふがごとくし。弓杖十一杖を打て。十杖は的
艸鹿のほづちの遠^サをづし。弓杖十一杖を打て。十杖は的

串を立ふをり。串とほづちの間を一枚をり。あづちをなれば
布革をはる形を。
射手の人数不定。装束を小的のおをし。
弓ハ白木本^ホをり。事かけむそば白木村ごきをとり。白弦
懸る。あづちを艸鹿のほに限らず。總てかちづちハ皆かく
のおをし。矢を一手まんとて。一手をあまも射るを
り。乙矢をバむぎにもせうけ置て甲矢を射るをり。艸鹿を
まうに定て一五度づ射るをり。一五度射果^{ハテ}たふ。又一五
度を定め射るをり。
草鹿を矢代をぬり。賭物を出し。勝負に射るあり。打矢あ

まぶ老功の射手出て矢沙汰をするなり。其沙汰のあつた
法あり。打矢といふを。あつたなりたる矢の落つきやうと後
わづぬをきむに事なり。

あれも日記を付るなり。日記書やう等法あり。

圓物の事

圓物マルモをうら板徑六寸。丸くして白革に多ぬみくみて中
み毛を入らうかすなり。丸き玉を二よりたるがごとく。
繪の出しやう外黒く次を白く中黒く。此繪をまんせんと
うらうらに革の乳三付て細を貫き。大的の如く三方
の串にぬひ付る。串ハ大的串に如く黒く塗るなり。圓物土

より上六寸まかくぬきなり。圓物を串も製コレラやう法あり。

あつちの遠さ。たぐり弓杖十一杖は打て。十杖に的串を立て
なり。あつちとの的との間一杖に近し。あつちの布革
をさるなり。

射手人數不定。裝束小的のぶき。

丸物射る弓矢を艸鹿に同し。

丸物も矢代をふり。賭物を出し勝負し射ふなり。

日記付る事。日記書やう法あり。

圓物を高くふくらみたる物ある。急真中よりあつた矢
直にたふり落るなり。あつたにたふる矢あつた散る

たる。矢沙汰なる事草鹿は同一。矢沙汰仕様法あり。

ゆるぎの事

ゆるぎの事本式をある事あり。是を圓物より出たる事あり。
ゆるぎの事此的あり。ゆるぎの事圓物も同一。大ハ定了那。圓
物よりゆるぎの事あり。ゆるぎの事革の乳二川付て細を
貫き。上の横串に両方にかひ付るなり。串も圓物の如し。地
より上六寸より少く高く懸はあり。

ゆるぎの事遠さをも圓物に同一。

射手人數裝束等。其外總て圓物に同一。

ゆるぎの事上にゆるぎの事細を付てはり置ゆ急矢ゆるぎの事

ゆるぎの事上より上の横串に巻はくあり。其巻數多きをとりと
するなり。はよくゆるぎの事あり。又巻ゆるぎの事あり。其万巻も
ゆるぎの事數をも數ふ入るあり。其巻數は多少によりて賭
物の取やう差別あり。

是も矢代をあり。上矢下矢の射手をとりけり相手を取て
日記をも付たなり。日記付やう法あり。

ゆるぎの事各弓勢の強弱をゆるぎの事あり。弓勢強けきば
巻數多し。

狭物の事

狭物ハサミモ、檜の木は板を方四寸に切る。厚さを貳分ありぬ

ア。裏の方浦きめは通_レ端の真中が裏へ見えぬやうにき
ぎみめを付るなり。ちぎぎやう有り。矢のひくうりたる時
此まばらき先より引れてのく爲なり。此板を串にまばら
土の上四寸ふ立ふなり。はきまやう串はあしやう法
ア。
まばら物の物間い。まづ弓杖七杖又ハ七杖半なり。
あしやうまづこの事。引れてどひ散るをあしやうとするなり。た
とひ矢あしやうまづまづまづまづまづまづまづまづまづまづまづ
たりとも糸すちあしやうまづまづまづまづまづまづまづまづまづ
弓ハ的射る弓なり。矢ハ志んどう又ハ志あなり。

射やうを獨弓の躰拜なう。かぎくおぐけをさしあしやう
て射あなり。
射手人數不定。一人も射あなり。装束とまづ別にあり常は
どまづ。人の弓射あを見んと所望はるまづ狭物を射させて見
るなり。
まづまづ物の何はまづまづまづ串にはきみて射あ物の總名なり。
まづまづ狭物とまづまづまづまづまづまづまづまづまづまづまづ
式の狭物とりまづまづ。四半とまづまづまづ薄折敷ウスヲシキを十文字又四に
切て立あなり。まづまづ板あるまづまづまづまづまづまづまづまづ
なり。是式のもまづまづ物の畧なり。主人はまづまづ物立テと仰せ

ら竹多式のもろく物を立ざり。四半に立よと仰せはらぶる
に折敷を四に切多立ふをり。
右の外たくり紙ちまぐさを立て射事あり。射
手はたくり紙ちまぐさをみやう切やうあり。射手は常に二
も三りも懐中はるあり。あくり紙の射やうあり。又か
い扇。皆び貝はむぐり貝。艸木の花葉れどもを射て射
るあり。扇のありはむぐり射やうあり。
以上ありあり射はあり。
小串は事。狹物の事をり。歎たり。ある證據をり。未詳。

騎射之部

流鏑馬の事

流鏑馬ヤブサメの馬場長さ貳町あり。馬を通は所をみぞを掘るあり。
あまをさくりといふきり。此本末に扇形あり。是馬をかく
す所あり。さくらをの弓手にをらあり。同馬手にあらあり。
さくらを並にらあり。事。笠懸カサカケの條に多准し知ふ。神事や
ぶきあり。贄ニヒを懸るあり。笠懸は准し知べし。
的の數三川三所又立ふあり。的は八寸四方の板あり。串の長
は三尺五寸。ちまぐさ四寸を紙ひあり。二所とづる。三
の的との間同くあり。其をどらひ法あり。的と馬走マハシの
間を三尺あり。的を立は人を立的立の役あり。人数六人あり。

的立を雑色をり持長の記見えり。鎌倉の時代より射
手と同下などの侍は役を東鑑に見えたり。後に賤き者
に役にたりたる歟。

射手の人数不定。但十六騎十騎七騎など先例あり。
射手具足をやぶさめの時を射手装束といふ。あげ装束と射
装束かきりぬき。水干を著し紐ヒモのこめやうり。左をばかて
ぬぎ小手をさし。右の袖口をどく。袴のすそはく。腰を
射手袋をさし。やぶさめはさぶがけの事。手袋といふ。射
さめは時手袋の緒はさめやう。秘傳あり。むらばき。神
事やぶさめ。神事むらばき。すそ切やう。腰刀

をいふ。及ぶ太刀をさし。扇をさし。重藤は弓を持。腋
に征矢をり。朴の木はうぬらや三川上矢をさし。負ひ
ぶちを手ふぬき入。香をはね。やる笠をかぶり。馬
り乗るをり。

射手は供々童二人。雑色一人。當色六人。あぶくろさし。袋
す持長記見ゆ。一人。此外侍騎馬はさし。有べし。あぶく

ろさし。弓袋を持ち。役をり。旗を持つ。役をたき。と云
ふ。同。さし。と。い。ごと。から。う。さ。は。す。如。く。に。射。手。は。頭
の上に弓袋をさし。かぐる事。は。あ。ら。じ。此。役。も。騎。馬。を。り。
射手扇形へ馬を打入。矢をぬき。たげ。左。手。網。は。さ。し。右

に扇を持て笠のちびつゝろひ。貞丈云笠のちをほくろふとた
あつる所を。上へつゝ馬をひん廻し。さくろへ馬に打入さほは鞭を
打時扇をちびげす。ちを打ち。是をまてぶちれ扇と云
ろなり。ぶちに打け出しを段々に三の的を射ふ如き。若し
射をぐー又ち矢をぬきさへし。時を弓の本を以て的を
はきさくさく通ふ如く。是もちをさくろへにちなり。さくろへ
ちをさくろへに三流あり。武田やぶさち。小笠原やぶさち。三浦やぶ
さち。是なり。此三流矢をつぐふ時に矢の出しやうかろり。ちを
ちり。さくろへに木のちをさくろへにちなり。さくろへにちなり。
ちをさくろへにちなり。馬に馳は時聲をちびげてき

けふ事れど古傳に無し。主人貴人の御前にて馬乗る時
聲かけは強ずたれをぶにまほじきと。古傳の書ふ見
えり。

牛追物仕事

牛追物をうし。此子を射ふなり。元を馬場もかほへし。ち
野ぐひの牛のちを所し。ち射きさくろへ。事ぬるを。頼朝卿相廣
の馬場を定めし。事東鑑に見えたる。此時より後の制は
馬場かほへし。射らるし。ちや。
牛を追て射ふやうを。さくろへに乘て追ふを。追まてな
げかへり立向ふ所を。弓手へも馬手へも。ちをさくろへ射る

なり。射やうハ弓手馬手おしめなり。以下犬追物のぶき。矢所ハひらくひ。知らぬより外ハなし。胴中を射ざるあり。牛追物變じく後ハ犬追物となりたる由。さも有べし。牛を射る矢ハ引目半引目大なる者あり。どしどし射るなり。とだぬびしして射るなり。

トホガサカケ
遠笠懸の事

元々遠笠懸とぞなり。後ハ小笠懸出来たるゆゑ小笠懸に對して遠笠懸といふなり。的間小笠懸よりハ遠きゆゑを。小笠懸といふは的間近きゆゑなり。遠笠懸といふはと多近笠懸といふはと少。小笠懸といふはと多。大笠懸といふは

ざん事なり。

遠笠掛の馬場に馬通れべき所にを掘るなり。其みぞをさくところなり。さくれば長きを壹町なり。廣さ上ハ貳尺底を一尺八寸ふりさ六寸なり。或ハ上壹尺八九寸許深さ五寸にもすふなり。さくれば繩張りに秘傳あり。さくの本末ハ扇形有り。さく馬かへし所なり。法量あり。馬場本の方より馬場末の方へは弓杖三十三杖打てさくれば弓手は方ハ矢道を作ふなり。矢道の廣さ弓杖壹杖をぬりぬり。矢道のさくにわづちハ築く。あつち遠さ弓杖十杖げぬりなり。高さ廣さ不定的に向て弓手と

馬手よりちを結なり。弓手ををらちとひ馬手おめらちと
り。天道の道はらちを。埒をさくりよを一尺三寸のけて結
なり。埒の高さ壹尺五寸なり。ちをもんどとひ柴をけり
ゆきゆきを其形神社ちどのかいらんの如くあひやり法
あり

的の大き。徑壹尺八寸に板を丸くし。白革にせぬくみ中よ毛
を入て面をふくらうす事圓物の如く。丸物すくぬくらくみま
く笠の形に如く。黒く繪を出にちをもんぜんとひ。裏三所は
革に乳を付て細を通し。的串に三方よあひ付ふなり。的串を
鳥居の如く黒くぬるなり。土より上六寸許は懸はあり。さくり

のちより的の遠さ。九杖は打て八杖に的を懸る。的の後
一杖のけち布革をけりなり。大的の如く。
射手の人数を十騎本式なり。但十五騎二十騎も時は依へり。
射手具足の事。折るなり。直垂より多射る。紐のち先やりなり。行
騰。当をけく。小手をさし事れり。笠掛る直垂の袖を吹通と云
ふ名目なり。是小手さくぬちをなり。又鞭を以事なり。供の
者に持せむはべりなり。又引目を腰にさす事もあり。弓
はぬり弓三所藤なり。矢を笠掛引目あり。笠掛引目はひ
ぎちあり。犬追物の引目と違ふ事をさし。あひやり法あり。引
目の大小を弓につよきよりけりよりて大小定なり。引目一ツ弓

は取らん持たり。

射べき初はすむせと多。射手何をも弓矢を持ねが馬場本より馬場末へ馬を馳はたり。的を射ずし多も馳るゆゑすむせといふ。さてわくりに馬手の方には道より乗りゆげて各順々馬を立ちぬ。何れも馬を立ち終へて後一番よりまげせしむる。射手より段々次第次第はさくりに入る馬場本へ乗り歸りてわくりに細道より乗り上りて次第次第より馬を立揃るなり。つづれも立揃て後一番に馬を立たる人扇形へ乗り入てきとさくりに打入て的を射るなり。射やう習はる事なり。二番より以下皆同し。射たる人を馬場末の細道より

乗上りて段々に馬を立揃るなり。さて各射果てハ馬場末より下馬してむらばきをぬぎて馬を馬場末より馬場本へさくりの中をむらばき馬場本の方より引上て歸るなり。引く者ハさくりに上を通りてむくなり。

見物並日記付の棧敷を的に向て弓手の方にあり。棧敷は軒を矢道の方に向て。樽風さくりの方に向ふなり。日記書やう。ゆきりやう。はれの付やう等法あり。

笠懸品々の事

神事笠懸。神の祭又ハ祈禱あどに射るなり。信濃國諏訪の祭ハ鹿肉魚鳥等を執りて木の枝を立て執を懸る

其外の神社には鹿肉をば不用之贅のうけやう法有り。神事
にも神事むらぎにともすその切やう秘事有り。又老若共
にむらぎまの夏毛をちかき有り。

百番笠懸といふも。百法がひ射るをいふ有り。

闇笠懸ハ賭物を出して勝負に射る有り。此時ハ檢見は案
て。打矢はまは矢沙汰きり沙汰仕様法有る。闇ハ竹
より多作。合文を有り付竹筒に入れて有り出たり。此闇
を取て。射手相手を定め有り射る有り。上ノ御も有り。此
七夕笠懸を七月七日に射手七人七所の馬場にて射るれ
る。一所七人づき有り。

射流す笠懸といふも。是ハ笠懸の品に名目にはめらす。十度
射べき笠懸なり。主人貴人など九度まであて給ひたるに
我も九度まであてたる時。主人貴人十度めをばつら有り。
我も又ざとをばしてあてざるを。射流す笠懸といふ有り。
是を時よりして禮義に如此なる有り。別ハ射流は笠懸
といふ法式有る有りあり。

此も笠懸といふも笠懸の品に名目にはめらす。日暮ふか
くともいそぐ時ハ前に出たる人若矢筈など時分に。後の
射手馬場本へ打入る程。射流有り。射手と射手の間遠
く隔たらず。つらなる意は多し。笠懸といふ有り。別ハ

はき笠懸といふ法式ありしをいふ。

犬笠懸といふ事。古書にゆふは犬追物と笠懸といふ事云ふと。詞をばぐりて一口に犬笠懸といふ事なり。犬笠懸とて別に笠懸の品法式ありはあらま。

小笠懸の事

小笠懸も古代殊の外秘事なり。射やうに知らる人少かりしなり。

小笠懸の馬場は遠笠懸に馬場を用ひぬ。的は方四寸の板のなかに物あり。さうして馬の手に方にさうしてのさうして八寸はけり。地を上一尺貳寸に立るなり。的のあり

らへやう申はさういふやう地は立る法あり。

射手の人数射手具足等遠笠懸と同じ。矢は小笠懸がらとて三四寸をかりし小引目に多射あり。射やうを逆馬場は射あり日記有り。

小笠懸も神事なり射事あり。

犬追物事

犬追物の馬場は相廣の馬場なり。はづし弓杖七十一杖四方なり。四方に竹垣を結ちて竹垣といふ。又外をうしろを云ふ。四方に木戸あり。又浦濱をいふ。竹垣を結ちて舟の繩を丸く引ちてはづしと

しつ四所にさいもんを立る。是をさいほきぞとのふたう。馬
場のゆん中み小繩コツナとさふとさ壹尺八寸ハチサウの二川ニカハの
の繩を輪ワにシて置ぬり。小繩の内弓杖壹杖形り。内に砂を
入る其外に。同ドにゆきとの繩廿一尋を輪ワにシて置たり。お
れを繩ツナとのふたう。小繩とのふたうとて大繩とはいぬ事
あり又内さうどさもいふ。其外に黄色の砂を鋪シキめぐるに
是をけづりおはといふ。繩ツナよりまはりぢいの端ハタで弓杖
二杖をさ。

射手の人数の三十六騎をり。是を三ツに分けて十二騎を上カミ
の手と云。又十二騎を中ナカの手と云。又十二騎を下シモの手と

いふ。犬數ハ百五十足なり。壹手イツテより五十足づつ射るぬり。
犬を引く者を河原の者ぬり。小繩の中へ犬を引入きて、
び繩ツナを切てちぬる者とは犬をぬりの者といふ。中間の役
なり。犬引の者とは別なり。

射手の装束を射手具足といふ。折ヒえはハに小ずゆコソユと著キ
て。左をかサぬぎ小手をさサ犬射おてとさこコらへやう
あり。下シの小コぢうほにクまマ入てむムはハきとさサ。弓をぬ
ま弓三所藤ぬり。引目三川腰みさミ一川を弓に取添へ持
たり。古代を四つばは腰にきキ多タふフ引目四ヨを一腰と云
ぬり。物射者ぬり。鞭を持ち馬ウマり乗ふなり。射手具足に

係次第法あり。

検見の役あり。装束を射手に同一。但弓引目を一。鞭をば
持せし。是も馬上より多。射手は射る。馬のつらむや。
其外法式またがも。係數不法なる歟を見せけ。矢のつら
むを。つれを質に役なり。

よばむ。つれの役を。装束検見も同一。是も馬上人。日記付は
棧敷の前のめ。つらむ馬を。むく居て。ゆあり能き矢あれ
ハ。検見せし。射手の名を申達する時。喚次ヨリキ検見の方へ馬を乗
り向て。射手は名を聞き。馬を乗返す。日記付の棧敷の前
へ乗り向す。射手の名は高き。つらむ。此時馬は

乗らむ。法有り。

日記付の役を。棧敷の縁に出て。文臺の上より日記を置き。つら
む。つれを付するあり。日記の書や。つらむを付する。つらむ
法有り。

め。つらむ。役。あ。是も。棧敷の縁より日記付の側に。ぬき。を持て居
て。喚次ヨリキ射手の名を。よ。つらむ。時。ぬき。を。ゆ。あり。是を。聞き。け。こ
は。あ。つらむ。に。つらむ。あり。又。犬。九。足。め。つらむ。に。繩。の内。十。足。又。繩。の
内。廿。足。め。つらむ。に。つらむ。あり。如此。よ。つらむ。後。十。足。め。廿。足。め。犬
をも。邪。に。め。あり。是を。た。つらむ。と。つらむ。犬。射。や。ハ。十二。騎。の。射。手。何
をも。け。つらむ。つらむ。に。馬。を。乗。り。入。れ。繩。は。馬。を。立。せ。人。弓。手。を。繩

の方へむけ多馬を立すゑて弓に矢をまけ待て居ふ。檢見の
繩まゝに棧敷の方に向て馬を立すゑて居るなり。さて犬は
ちりし者を先だちて小繩の内より犬を引入せ。くび法を
居り居たふが。ありかへを檢見の方を見て。御犬ふけ候と
いふ。如此三度いふ後。檢見を中へはせと下知せぬを
犬もれりの者犬をはるにたり。此寂初ふ放す。犬が引て
これ犬と名付多射ざる法なり。さて又前の如くして定め
の犬が放はぬ。犬小繩の内より奔り出て。繩を走り越ふ所
を其繩際より多射ざるを。是を繩際の矢といひて此處
はく射ふが本儀といふなり。檢見されを見て射やうよ

けきぶ。むくよと詞知かくるを聞て。其射手二め此引目を
さうびし多弓手馬手の射やうよりて馬のめりいひを
あり。檢見されを見て馬のめりいひやうも法は違ひされ
ば矢所を問ふなり。射手弓手とも。押もなりとも。馬手切
とも。繩馬手とも。今射たるをゆりの矢所を答ふるなり。矢
所を射やうし事なり。檢見是を聞て矢所の答も相違
なれば。繩際より馬を打出して喚次に射手れ名を申達
すなり。喚次射手の名を喚なり。ぬきなり日記し
たりを付ふ事前記に記し。又射やうはけり候
檢見射ておくと詞をかくるが聞ふ。射手二めの引目

を腰より脇を取て又射ふなり。此時射やりよけむは前記
まぶさき。さて繩際よりけげり際の外へ犬はしを出ね射
手何も馬場中を追ひ廻し多射ふなり。射なりよれど
前に記に如し。射やりよれむは是も前に記に如し。射
た多時馬の河川よりなり。繩は架外へ出き外へ外トの犬と
いひ外の矢といふ。外の犬は時矢所を問ふ時弓手とも馬手と
もすがふ弓手とも馬手切とも。今射あると河川に答ふなり。
此より以後の事を前の繩際の矢に准じ知るなり。能きなり
と矢あれば其犬を犬引け者竹垣の外へ出ねなり。又外へ
追ふ多射ふ時遠くを走れ犬をば射ぎぬなり。犬のせはへ

乗り寄せ多射ふなり。さて犬追物を犬に矢を射付たるを
めりよれむは河川にけげり射なり。法は違ひ射て後馬
は河川よりなり。法は違ひ矢所の答へ法に違ひ。如此何
もか法に違ひは法をあへりけりなり。犬は矢射付た
るも。其外の事一にも法は違ひはけりけり。檢
見を此法式りたがも。河川にけりけり。役
なり

射手犬を射た多時矢さけむは多射ふなり。狩りも矢さけ
むは多射ふなり。犬追物の矢さけむは狩の時とは違ひなり。
上古ハ矢さけむといひるを。後ハ矢さけむといひ習ハ

あり。古傳書に見えり。矢どくへのしやう法有り。

犬追物品々の事

神事犬追物ハ神の祭祈禱れども射事。是もやめさせ笠懸の神事。如く贅^{ニハ}を懸るを。贅の掛やう法あり。

御手組の犬追物といふ。公方様の被遊時の犬追物をいふ。

白くがきの犬追物といふ。射手は射やう。常るまひを一段と

まひく多し。少^スれは後事を事も用捨せず。法度^{ハット}は常

よりも嚴重なほをいふ。

犬始の犬追物といふ。正月始て犬を射るなり。馬場始て

犬追物といふ。馬場を新にあうらへたる時射るをいふ。

勝負の犬追物。出一の犬追物。上下の勝負。おつたり組の勝

負。三足勝負。七所勝負。れども品あり。何れも賭物を出

し勝負するなり。勝負の犬追物。二騎の檢見あり。内は

檢見外の檢見といふなり。

ハッ的の事

三三九の事

手交^{タバサミ}乃事

ちひきれの事

脇あきの事

小笠原備前守持長の記さきし流鏑馬次第といふ書あり。

流鏑馬可仕由仰せ出されば、三的を先射るなり。貞丈云三的ハやぶさめの事なさて作置物の事、三三九八的、あはれきみ、らぬあれ、紀
何そを、此等ハ皆作り物なり、別に日記有なりと見え
上、右の品々傳書も傳つゞず、斷絶し、一向知まが、小
笠原播磨守元長のやぶさめ日記の奥に、歩立は、狹物の如く、
炮貝、木の葉などを申にも、立て立るゑ、繪圖を、あり、り、て、其
あ、さ、り、書、も、れ、是、り、手、交、れ、繪、圖、う、詳、を、な、げ、如、此、知
ま、さ、る、事、ハ、其、ゆ、く、あ、ま、は、と、し、て、置、く、は、し、さ、ら、に、推、量、の、説
を、の、ご、多、新、作、を、ど、す、る、事、甚、ろ、ろ、し、。

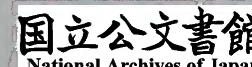
御負の狩の事、出、し、の、大、正、出、上、下、の、類、も、あ、り、。

狩といふは鹿狩の事なり。鹿の外は何狩とぞ、此狩る物の名
を指し、といふなり。

鹿を射べきが爲り、山の内又いぬもと、如ど、鹿のあふ、道
に垣を、あ、ひ、て、其、う、げ、あ、く、れ、て、鹿、の、通、る、を、待、た、り、其、垣、を、
あ、が、き、と、い、ふ、事、垣、と、云、云、その、垣、は、立、寄、り、居、た、を、あ、が、き、
し、立、り、と、い、ふ、事、なり、是、ハ、あ、ち、立、に、く、射、る、時、の、名、を、り、馬
上、に、て、待、て、居、る、を、い、ふ、事、なり、と、い、ふ、事、なり、し、り、と、い、
馬、上、り、多、か、く、れ、て、居、た、時、の、垣、ハ、事、なり、。

かりを、さ、ら、に、處、の、地、を、ま、し、て、あ、り、く、ら、と、い、ふ、事、なり、。

狩の射手、人數不定、射手、名、人、を、う、り、人、と、い、ふ、其、裝、束、を、狩



装束といふ。狩の小手ハ常の小手に似る。素襖の左に袖を
ちひましく小手比ごとく縫ひ多装束のなり。急ぎの
上には
やの笠をまきさきり。むらばきをまきさきり。狩やまきさ
を負ふなり。弓ハぬり弓矢ハぬり。野矢等なり。一具ゆが
汁をまきさきり。むらばきをまきさきり。急ぎの
せと引ともせと十人に一人あり。せと引つまを狩りつぎ人
なり。是も弓を持つるなり。

山へ行くがなんとして人をそろふる所をどあはぬりといふ。此
處にも山申とて色々此事あり。壹番に柴を刈て射手たち
へ一ツづつ参らするなり。それにく身をそろふるなり。二番は白

米を紙に包み持て廻り歩づつていふなり。是を手く
はとつたなり。山神へ参らすは事有之。三番は志とびあり。
是も山神へ参らせ射手に参らざるなり。

射手狩詞を覺ゆべきなり。狩り付てさゆぐの詞あり。こ
もは狩詞といふなり。

始多狩は出きる人得物あをばす餅を調へて山神をまは
す。射手たちも参らざるは射手もむやうなり。是を矢口
けまつるといふ。又矢開きてかのをもの肉を調味して
人々に参らざるなり。

鹿を射る時矢まげむをする。是を矢おごるともいふな

里矢ぞたんに仕るる法有り。鹿の射やうはあつてのあつて多し。狩をまゝみづりに山に入りて射ふはあつて狩にまゝに作法有り。後代其作法絶多知る人無し。つづうをわたりて傳書に見えたる事。

以上馬上うり多射系邪

右に記し所を古代専ら世に行ふは公私ともあつてよくもあつてあつて射藝なり。此外には何もなし。志うは近世に至る多古代は名も知れぬ事ども多し。其の皆後の人れ作りに出たる物なり。古實方まで

を曾て用ぎは事なり。古實も知らぬものあり。これをなれどを判りて是非をいふにも及ばざるなり。

戊戌卯月五日

平貞丈

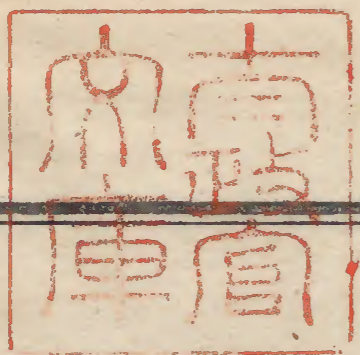
追記

享保の比より騎射。古代は馬上の三門物と賭射此名目古代て武家には無打毬ダキウ鞠突マリツキをぞの事なり。これらに其頃將軍家の作らるる御作物なり。昔頼朝卿いろくの作り物法くらむ。例に慕はせぬひるの事なるに

や此等^{コト}を古^{コト}をわ^らり物^{モノ}の如^{ごと}くも弓馬の道に於^おて
 尤便ありて其益多^くし殊^に武家に棟梁^{トウリョウ}き^き
 將軍家の作ら^しめ^る物^{モノ}多^し是^をお^のや^け事^を
 れ^を誰^もは仰^ぎ貴^やぢ^る法^を尤^に後代の規模^を
 べ^し然^るに近世^ニ弓馬^ノ比^シ師^ヲ諸禮者^ヲを^とい^ふ者^も
 武家の棟梁^{トウリョウ}を^もた^り地下^ノの身^ニ古^代も
 聞^えぬ作^レ物^ノ如^くも^も新^作古^{より}有^り來^り
 一^に樣^にも^てな^り又古^{より}有^り來^り一^に步射騎射^ノ
 品々^ノ名目^ノの^を知^らず其^レ法^式を^も知^らず^もみ^づり
 法^式を^も新^作一^に其^レ門^弟を^も欺^ぶ教^へ世^ノの^人も^も是^レ

を信^じば^にく^もむ^べく^なぐ^く法^を事^をを^もた^りす^べし
 前^もも^も記^した^もど^も猶^もあ^らば^して^もゆ^ゝあ^らり
 志^すに^もの^り

平貞丈



四季艸三之卷

四季艸夏の卷

四書外三子卷

Handwritten text in vertical columns, likely a list or index, enclosed in a rectangular border. The text is written in a cursive style and includes several lines of characters.

